

平成 29 年度 第 1 回名古屋市障害者差別解消庁内推進会議

日時：平成 29 年 6 月 5 日（月）幹部会終了後

場所：特別会議室

1 名古屋市障害者差別解消庁内推進会議について 【資料 1】(P1)

2 市職員等による障害者差別に関する相談事例について 【資料 2】(P3)

3 その他 【資料 3】(P5)

1 名古屋市障害者差別解消庁内推進会議について

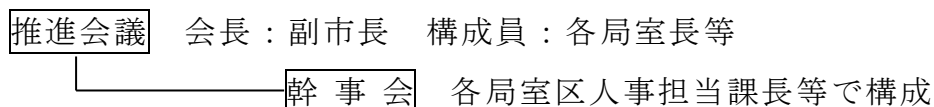
(1) 趣旨

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、本市の事務又は事業の遂行に当たり、障害を理由とする差別的取り扱いを禁止し、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供することについて、本市職員の対応要領を定め、市職員が率先して障害者差別解消に取り組み、もって、本市における障害者差別解消の推進を図ることを目的とする。

(2) 所掌事項

- ア 庁内における障害者差別解消の推進に必要な連絡調整及び関係部署の連携に関すること
- イ 障害者差別解消の推進に関する人材の養成及び資質の向上に関すること
- ウ その他障害者差別解消の推進に関すること

(3) 組織体制



【参考：平成 28 年度活動実績】

・名古屋市障害者差別解消庁内推進会議

平成 28 年 11 月 7 日（月）	・市職員等による障害者差別に関する相談事例について ・各職場における合理的配慮の好事例について 等
---------------------	--

・名古屋市障害者差別解消庁内推進会議幹事会

平成 28 年 10 月 31 日（月）	・市職員等による障害者差別に関する相談事例について ・各職場における合理的配慮の好事例について 等
----------------------	--

2 市職員等による障害者差別に関する相談事例について

(1) 趣旨

平成 28 年度下半期に、各局室区から報告があった障害者差別に関する相談事例の集計結果を、各部署へフィードバックすることで、障害者差別に関する取り組みに活かしていただくもの。

(2) 集計件数

件 数	(内訳)	緑 政 土木局	区役所	教 育 委員会	交通局	病院局
8 件		1 件	2 件	2 件	2 件	1 件

(3) 相談事例の概要

ア 職員の対応

相談 内容	精神障害があり、面識のない人と話すことができないが、担当の生活保護ケースワーカーにこうした点を考慮してもらえず、夜も眠れないほど不安になった。このケースワーカーを変えてほしい。(天白区役所)
対応	担当ケースワーカーを交代できない理由を説明し納得いただいた上で、ご要望の合理的配慮の調整のためには、当該ケースワーカーとの対話が欠かせないことなどを説明し理解をいただいた。

相談 内容	駐車場利用に際して、軽自動車という理由だけで精神的に圧迫を感じる立体駐車場へ入るよう指示される。係員に障害者であることや平面駐車場に駐車させてほしい旨を毎回説明しているが、「本当に障害者なら手帳を見せろ」等の高圧的な態度を取られた。(教育委員会)
対応	立体駐車場には高さ制限があることから、多くの方にご利用いただけるよう車高の低い車を優先して案内していること、今後は、空きがあれば平面駐車場へ案内することを説明し、納得いただいた。 駐車場管理業務の受託業者に対しては、指定管理者を通じ入口で障害者手帳の確認を行わないこと、人権や接遇に関する教育や障害者差別解消法の理解とその徹底を行うことを求めた。

イ 事務事業の実施方法等

相談内容	交通局作成の福祉特別乗車券のご利用案内（小冊子）に、IC カード（マナカ）が正常に読み取られた場合の説明として、「ピッと音が鳴れば正常」と記載されているが、聴覚障害者への合理的配慮としてランプの色などの状態も併記すべきである。（北区役所）
対応	関係部署に伝えるということでご理解いただいた。健康福祉局障害企画課に伝えたところ、ご利用案内を改定する際には改められるよう、交通局と協議していくとの回答であった。

ウ 施設のバリアフリー関係

相談内容	地下鉄〇〇駅にある多機能トイレの鍵のつまみ部分が小さく、両手が不自由な自分にとっては鍵をかけることが非常に困難であるため、使いやすい仕様にしてほしい。多機能トイレならなおさらのことである。（交通局）
対応	当該トイレを確認したところ、使い勝手がよくないように感じられた。頻繁に鍵が壊れ、その都度修理していることもあり、事業運営の参考にした。

相談内容	障害者用駐車スペースを確保して欲しい。駐車場を整理している人の障害者に対する対応が悪すぎる。（病院局）
対応	障害者用駐車スペースは確保している。警備員の対応は指導を徹底してサービス向上に努めることとした。

エ その他の相談等

相談内容	通常利用者は、地下鉄駅駐輪場の定期シール発行機で更新手続きができるのに、身体障害者手帳の所持者は、利用料減免を受けるにあたり、確認のため更新の都度、離れた管理事務所へ出向かなければならない。原則更新のない身体障害者手帳を利用更新の都度確認する必要はないのではないか。（緑政土木局）
対応	減免制度利用の際には、資格要件の確認や不正利用の防止などから、管理事務所にて駐輪場利用更新の都度、手帳等を確認する必要があることなどを説明したが、納得に至らず。

相談内容	市営プールにおいて、自閉症の人がルールを理解できずに逆泳をしてしまったところ、他の利用者から大声で非難された。大声で非難する利用者を排除してほしい。（教育委員会）
対応	大声で非難した利用者に対して監視員からも理解を求めたが、理解は得られなかった。相談者へ不快な思いをさせたことについてお詫びした。

相談内容	市バスが停留所で停車したにもかかわらず、車いす使用者である私を乗せることなく出発してしまった。（交通局）
対応	当該運転士の確認が不十分であったため、他の乗客は乗せたものの車いす使用の乗客を見落としていたことが判明。謝罪するとともに当該運転士を指導した。

3 その他（最近の取り組み）

（１）職員向けハンドブックの作成・配布

障害者差別解消法及び同法に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領」（以下「職員対応要領」という。）の概要や、障害のある人へ適切な対応を行うために必要となる考え方などを簡潔に取りまとめた「ハンドブック」を作成し、平成 29 年 4 月に全職員に配付した。

※嘱託職員・臨時職員には、イントラネット掲載で対応

（２）受託業者・指定管理者等に対する周知・徹底

受託業務等に従事する職員が、本市の職員対応要領に準じた適切な対応を行うよう、その趣旨・内容の周知・徹底を文書により改めて依頼した。併せて、その効果的な方策の一つとして、障害者差別相談センターによる出前講座（従業員向け研修等）や相談事業を紹介した。

名古屋市障害者差別解消庁内推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、本市の事務又は事業の遂行に当たり、障害を理由とする差別的取り扱いを禁止し、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供することについて、本市職員の対応要領を定め、市職員が率先して障害者差別解消に取り組み、もって、本市における障害者差別解消の推進を図ることを目的として、名古屋市障害者差別解消庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 庁内における障害者差別解消の推進に必要な連絡調整及び関係部署の連携に関すること
- (2) 障害者差別解消の推進に関する人材の養成及び資質の向上に関すること
- (3) その他障害者差別解消の推進に関すること

(組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 推進会議に会長を置き、健康福祉局主管副市長をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(幹事会)

第5条 推進会議の所掌事項について具体的な取り組みを協議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、健康福祉局障害福祉部主幹（障害者差別解消・福祉都市推進）をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 9月 1日から施行する。

別表 1

会計室長
防災危機管理局長
市長室長
総務局長
財政局長
市民経済局長
観光文化交流局長
環境局長
健康福祉局長
子ども青少年局長
住宅都市局長
緑政土木局長
上下水道局長
交通局長
病院局長
消防長
選挙管理委員会事務局長
監査事務局長
人事委員会事務局長
教育長
市会事務局長
中村区長
中区長

別表 2

会計室出納課長
防災危機管理局総務課長
市長室秘書課長
総務局総務課長
財政局財政部財政課長
市民経済局総務課長
市民経済局人権施策推進室主幹（人権企画）
観光文化交流局総務課長
環境局職員課長
健康福祉局職員課長
子ども青少年局総務課長
住宅都市局総務課長
緑政土木局総務課長
上下水道局総務部総務課長
交通局営業本部総務部人事課長
病院局管理部総務課長
消防局総務部職員課長
選挙管理委員会事務局次長
監査事務局監査第一課長
人事委員会事務局審査課長
教育委員会事務局総務部総務課長
教育委員会事務局学校教育部教職員課長
市会事務局総務課長
中村区区政部総務課長
中区区政部総務課長